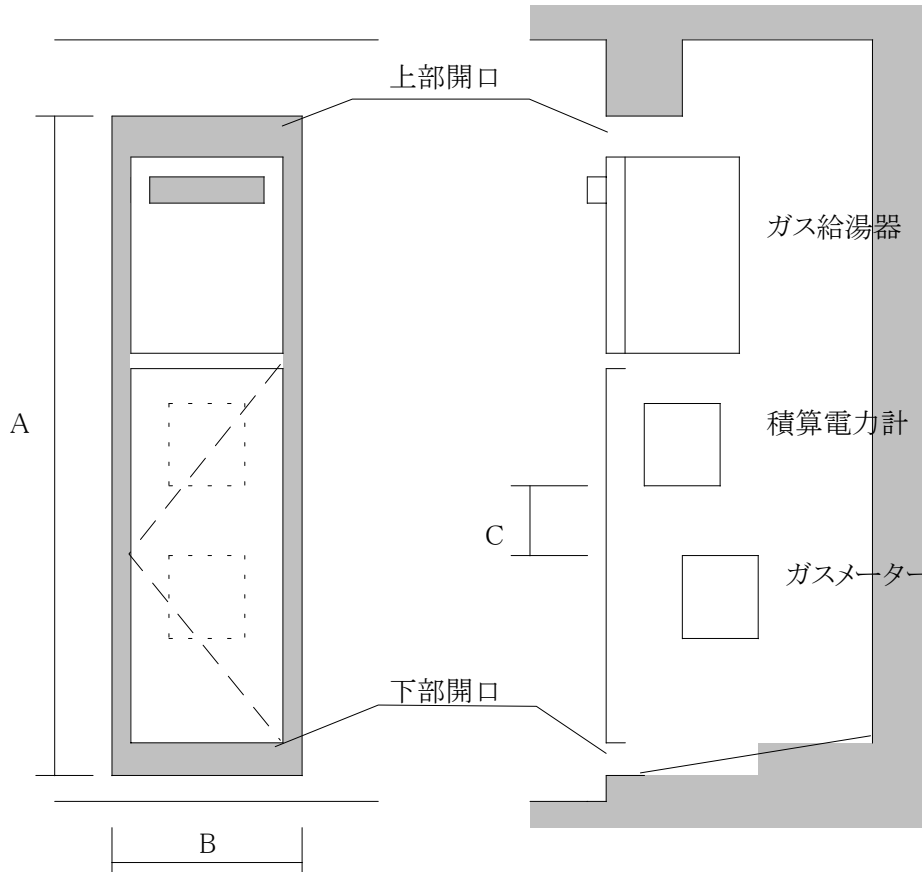


## メーターボックスの扉の開口面積について

メーターボックスの扉の上下に設けられる開口面積は、内部ガス配管からの漏洩による火気防止、または設置された給湯器の完全燃焼のため、下記以上と定められている。



	開口面積（上下各々）	
	横浜市	川崎市
ガス給湯器が設置されている場合	100cm <sup>2</sup> 以上	同 左
ガスメーターと電気開閉器等が共存する場合 @	電気設備を防爆工事にて 100cm <sup>2</sup> 以上 又は C ≥ 0 500cm <sup>2</sup> 以上かつA×B×5%	電気設備を防爆工事にて 100cm <sup>2</sup> 以上 又は C ≥ 600 500cm <sup>2</sup> 以上かつA×B×5%
ガスメーターと積算電力計が共存する場合 @	100cm <sup>2</sup> 以上	電気設備を防爆工事にて 100cm <sup>2</sup> 以上 又は C ≥ 600 500cm <sup>2</sup> 以上かつA×B×5%

- 注) 1. @の場合、上下の開口は互いに 1500 離れていること。  
2. 電気設備を鉄箱に入れた場合、ガスメーターと電気設備が共存しないものと見る事が出来る。